

◎横浜市立高舟台小学校 P T A 規約細則

制 定 昭 和 5 6 年 4 月 1 日

最近改正 平成 2 8 年 5 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、横浜市立高舟台小学校 P T A 規約（以下「規約」という。）に基づき、常置委員会及び推薦委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常置委員会)

第 2 条 横浜市立高舟台小学校 P T A（以下「P T A」という。）の活動を充実させ、且つ円滑に実施するために、常置委員会を置く。

(P T A 委員)

第 3 条 常置委員会の委員は、会員の中から互選により選出される P T A 委員によって構成する。

2 P T A 委員は、高舟台小学校区の各地区から選出された地区代表 P T A 委員（以下「地区代表」という。）と各学年から選出された学年代表 P T A 委員（以下「学年代表」という。）からなる。

3 地区代表及び学年代表の選出母体及び人数、別表第 1 のとおりとする。

4 地区代表及び学年代表の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(常置委員会の構成)

第 4 条 常置委員会の各委員会、構成及び任務は、別表第 2 のとおりとする。

2 全ての地区代表及び学年代表は、各常置委員会のいずれかに属し、その任務を遂行しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 各常置委員会には、各々委員長を置くものとする。

2 各常置委員会には、各々副委員長を置くことができる。

3 各常置委員会の委員長及び副委員長は、各委員会の委員の互選により選出する。

4 各常置委員会の委員長及び副委員長の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 各常置委員会の副委員長は各委員会の会計を兼務することとする。

(推薦委員会)

第 6 条 規約第 19 条及び第 20 条の 2 に基づき、推薦委員会を設置する。

(推薦委員の公表)

第 7 条 推薦委員の氏名は全ての P T A 会員に公表する。

(推薦委員会の定足数等)

第 8 条 推薦委員会は、定数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数により賛否を決定する。

(役員・会計監査人の候補者の選出及び決定に関する手続き)

第 9 条 推薦委員会は、役員候補者と会計監査人を選考する

2 推薦委員会は、選考した役員・会計監査人候補者を全ての P T A 会員に推薦することについて、運営委員会の承認を得る。承認を得られない場合は、再度、役員候補者の選考を行い運営委員会に諮る。

3 推薦委員会は、役員候補者に対し、全ての P T A 会員に公表する旨の同意を得なければならない。

4 推薦委員会は、運営委員会で承認された役員・会計監査人候補者を全ての P T A 会員に対し

紙面にて、通告しなければならない。

5 役員・会計監査人候補者は、10名以上の同意署名書を添えて、推薦委員会に追加推薦することもできる。ただし、定められた期日までに推薦委員会に申し出ないといけない。

6 役員・会計監査人候補者は、推薦委員会の推薦候補者のみの場合は紙面により承認される。追加推薦候補者がある場合は3月の臨時総会において、会員の承認により選出される。

(改正)

第10条 この細則は、運営委員会において委員の過半数の賛成があれば、改正することができる。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

昭和63年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

昭和63年10月7日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成2年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成4年12月16日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成6年5月18日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成10年4月20日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成10年12月8日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成14年2月14日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成16年4月2日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成16年7月23日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成16年11月4日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成17年3月14日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成18年2月20日から全面改訂し実施する。

附 則

(施行期日)

平成19年3月5日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成20年2月21日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成21年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成22年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成22年5月1日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成23年5月2日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成25年5月2日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成27年5月1日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成28年5月9日から一部改正し実施する。

別表 1

	選出母体		人数
地区代表	高舟台東地区	1 班・2 班・3 班	各班 1 名 ないし 2 名
	高舟台中地区	1 班・2 班・3 班	
	高舟台西地区	1 班・2 班・3 班	
	ウッドパーク地区	1 班・2 班	
	六浦北地区	1 班・2 班	
	六浦南地区	1 班・2 班	
	大川西地区	1 A 班・1 B 班・1 C 班 4 A 班・4 B 班	
	大川東地区	2 班・5 班・ 6 A 班・6 B 班・6 C 班・6 D 班	
学年代表	全学年	1 年・2 年・5 年・6 年	各 4 名
		3 年・4 年	各 6 名

別表 2

名 称	構 成	任 務
地域活動委員会	地区代表 1 1 名	児童の校外生活に関すること。 地域の自治会や他校の P T A との連携事業に関すること。
安全対策委員会	地区代表 1 1 名	児童の安全対策に関すること。
企画委員会	学年代表 9 名	P T A 活動を活発にする事業の企画に関すること。
ベルマーク 委員会	学年代表 9 名	P T A 活動を活発にし、また、円滑に進めるための P T A 運営の調整に関すること。
広報委員会	学年代表 1 0 名	P T A の活動の広報・宣伝に関すること。
推薦委員会	地区代表 6 名	次期役員、並びに会計監査の選出